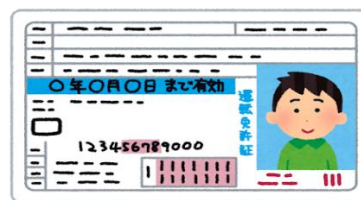


特別弔慰金 本人確認のご案内

1. 官公庁発行の写真付きの書類の場合

1点



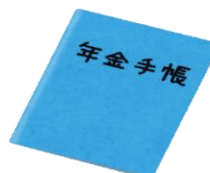
(例)

マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）など

2. 官公庁発行の顔写真付きでない書類の場合

「氏名、生年月日」又は「氏名、住所」が記載されている官公庁発行の書類

2点



(例)

現在の戸籍謄本（抄本）、年金手帳など

注：告知要求制限の対象等となる記号及び番号については、マスキングを施してコピーしたものを送付してください。

(例)

健康保険資格確認書等の保険者番号及び被保険者等記号・番号、年金手帳の基礎年金番号等 マイナンバーカードの個人番号

3. 民間企業等で発行された書類等を利用する場合

上記2の書類（官公庁発行の顔写真付きでない書類） 1点 と併せて、

「氏名、顔写真」、「氏名、生年月日」又は「氏名、住所」が記載された民間企業等で発行された書類 1点



(民間企業等で発行された書類の例)

社員証、診察券など

など

市役所の受付窓口には原本をお持ちください。必要に応じて写しをとらせていただきます。

〈代理人が手続きを行う場合〉

- ・代理人の本人確認書類及び委任者（請求者）の本人確認書類の両方が必要です。
- ・代理人の本人確認書類については、原本をお持ちください。書類の写しをとらせていただきますので、ご了承ください。
- ・委任者（請求者）の本人確認書類については、写しの提出で構いません。

ご不明な点は、担当へお問合せください。